

○千葉県立自然公園条例（昭和35年4月1日千葉県条例第15号）参照条項

第四章 公園事業

追加〔平成二二年条例五六号〕

（公園事業の決定）

第八条 公園事業は、知事が決定する。

2 （略）

3 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

4 前二項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

○千葉県立自然公園条例施行規則（昭和35年4月1日千葉県規則第15号）参照条項

（特別地域内における行為の許可申請）

第十二条 （略）

2～3 （略）

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合に於ては、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる図面のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

二 当該行為により得られる自然的及び社会経済的な効用

三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合に於ては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

5 （略）